自筆証書遺言書作成キット (遺言書用紙付き)

~ 白筆証書遺言書を作成するためのお手伝い ~





山形地方法務局

【お問い合わせ先】

供託課 023-625-1321 寒河江支局 0237-86-3258 米沢支局 0238-22-2148 鶴岡支局 0235-22-1003 酒田支局 0234-25-2221

新庄支局 0233-22-7528

【ホームページ】

https://houmukyoku.moj.go.jp/yamagata/



遺言書を作成する



遺言書って作った方がよいのですか?

「◎自分の生きている間に相続について決めておきたい。 ◎自分の死後における相続に関する争いを防ぎたい。

◎遺族や知人に感謝の気持ちなどを残したい。

などとお考えの場合は、遺言書の作成をお勧めします。





遺言書の作成って難しくないですか?

シンプルな内容の遺言をお考えで、ご自身で作成しても問題がなさそうな場合は、**自筆証書遺言**をご検討してはいかがでしょうか。**自筆証書遺言書**は、法務局に預けることができます。詳しくは、法務省民事局作成のパンフレット「自筆証書遺言書保管制度のご案内」をご覧になるか、又は、法務局のホームページをご覧ください。

これに対し、遺言の内容が複雑であったり、ご自身で作成することに自信がない場合は、法律の専門家(弁護士、司法書士など)に相談するか、又は、公正証書遺言をご検討してはいかがでしょうか。

ご自身に合った遺言の方式を選びましょう。



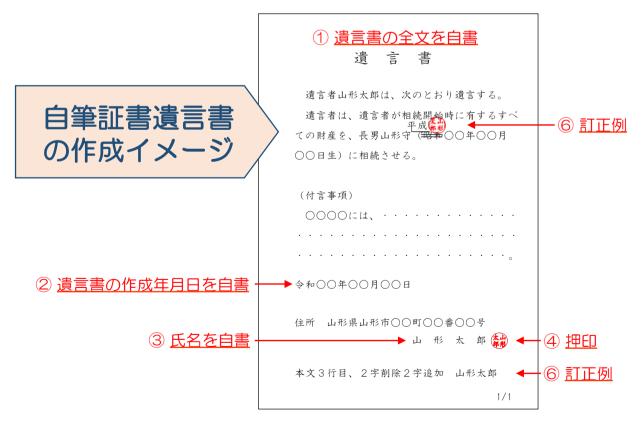
法務局で 保管可能

遺言の 種類	自筆証書遺言 ~手軽かつ自由度の高い方式~	公正証書遺言 〜信頼性の高い方式 〜
作成	◎ 遺言者自身が自書できれば、いつでも自らの意思により作成できます。◎ 法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。	○ 法律専門家である公証人が、2人以上の証人のもと、厳格な方式に従い作成します。○ 遺言の内容について公証人の助言を受けることができます。
費用	◎ 遺言者自身で作成する場合は不要◎ 法務局に保管する手数料は3900円	◎ 作成には財産の価額に応じた手数料が必要です。
保管	◎ 遺言者自身で保管する必要があります。 す。 自筆証書遺言書保管制度を利用する と、法務局が厳重に保管します。	◎ 公証人が厳重に保管します。
検認の 手続	◎ 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所で 遺言書の検認手続が必要です。◎ 法務局で保管した遺言書については、 検認手続は不要です。	◎ 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所で 遺言書の検認手続は不要です。

自筆証書遺言書の作成上の注意

自筆証書遺言書を作成するときは、次の事項に注意してください。 (次の①~⑥は、自筆証書遺言の方式として民法第968条に定められている 事項です。)

1	遺言書の全文(財産目録以外の本文)を自書する。
2	遺言書に作成年月日を自書する。
3	遺言書に氏名を自書する。
4	遺言書に押印をする(認印でも差し支えありません。)。
5	【該当する場合のみ】 遺言書にパソコンで作成した財産目録や登記事項証明書の写し、預貯 金通帳の写し等を添付する場合、各用紙に署名と押印をする。
6	【該当する場合のみ】 内容を変更(加除、訂正等)した場合、その場所が分かるようにして、 変更(加除、訂正等)した旨を付記して署名し、変更した場所に押印を する。



* 自筆証書遺言書保管制度のご利用をお考えの方は、上記注意事項のほかに、 様式に関する注意事項もありますので、法務省民事局作成のパンフレット 「自筆証書遺言書保管制度のご案内」もご覧ください。 法務省HP https://www.moj.go.jp/MINJI/minjiO3_00051.html

自筆証書遺言書の記載例

遺言書

遺言者山形太郎は、次のとおり遺言する。

遺言者は、遺言者が相続開始時に有するすべ ての財産を、妻山形花子(昭和○○年○○月○ ○日生) に相続させる。

(付言事項)

妻の花子には長年にわたり連れ添ってくれた ことを、大変感謝しています、最後まで本当に 苦労をかけました。・・・・・・・。 くれぐれも体には気を付けてください。

令和○○年○○月○○日

住所 山形県山形市○○町○○番○○号

山形太郎太郎



1/1

すべての財産を相続人ではない人に 譲る場合

> 自筆証書遺言書は、 遺言者自身が自書 できれば、いつで も作成することが できます。



法務局へ自筆証書遺言書を預ける場合 は、上5mm以上、下10mm以上、左20 mm以上、右5mm以上の余白が必要とな ります。

すべての財産を相続人のうちの一人に 相続させる場合

> 白筆証書遺言書の保 管申請をする場合は、 事前予約が必要です。



遺言書

遺言者山形太郎は、次のとおり遺言する。

- 1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、 遺言者の孫山形緑(昭和○○年○○月○○ 日生、住所○○県○○市○○町○○丁目○○ 番地○○) に包括的に遺贈する。
- 2 遺言者は、遺言執行者として、遺言者の孫 山形緑を指定する。

令和○○年○○月○○日

住所 山形県山形市○○町○○番○○号

山形太郎《太山



1/1